

令和2年 第6回

八千代市選挙管理委員会会議録

開催日：令和2年6月1日（月）

午後1時30分から

場 所：八千代市役所別館2階第1会議室

八千代市選挙管理委員会

令和2年 第6回 八千代市選挙管理委員会会議録

1 開会時刻	午後1時30分	
2 開催場所	八千代市役所別館2階第1会議室	
3 出席委員	委員長 周郷文雄	委員 江口修
	委員 内山仁	委員 廣川実
4 出席書記	局長 江波戸勝	次長 小杉直子
5 会議の議案	<p>議案</p> <p>第1号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて</p> <p>第2号 選挙人名簿から抹消することについて</p> <p>第3号 直接請求に必要な選挙人の数について</p> <p>第4号 在外選挙人名簿から抹消することについて</p>	
6 閉会時刻	午後2時15分	
7 公開又は非公開	公開	
8 傍聴人数	0名	

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。 ただいまの出席委員は全員であります。 定足数に達しておりますので、本日招集されました令和2年第6回八千代市選挙管理委員会は成立しました。 これより会議を開きます。</p> <p>議事に入る前に申し上げます。 令和2年5月に書面開催された全国市区選挙管理委員会連合会関東支部の第69回定期総会において、選挙管理委員会功労者の表彰が行われ、委員在職7年以上として江口修委員、内山仁委員が表彰されましたので、この場で表彰状及び記念品の伝達を行います。 お二方は前の方へお願いします。 (江口修委員、内山仁委員、前に移動) (表彰状朗読、表彰状・記念品伝達、拍手) 以上で表彰状及び記念品の伝達を終わります。</p> <p>議案の審議に先立ち会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、八千代市選挙管理委員会規程第10条第2項の規定により、江口委員を指名します。</p> <p>議案第1号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第1号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、選挙人名簿に登録する者を次のとおり定める。 令和2年6月1日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第22条第1項の規定により、定時登録では、登録月の1日現在により選挙人名簿に登録される資格を有する者を、同日に登録しなければならないとされております。 つきましては、令和2年6月1日現在により選挙人名簿に登録される資格を有する者を、本日付けで登録するものです。 なお、今回の登録要件は、「選挙人名簿登録者数」の表の新規登録者数欄に記載のとおり、年齢要件は平成14年3月3日から平成14年6月2日までに生まれた者、住所要件は令和元年12月2日から令和2年3月1日までに転入の届出をした者で、いずれも引き続き3か月以上、本市の住民基本台帳に登録された者であり、新規登録者数は、年齢到達者509人、転入者1,511人、合計2,020人となります。 これから、新規登録者の名簿をご覧いただきますので、ご審議の程、お願いいたします。</p>

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	これより、議案第1号について質疑を行います。 質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	質疑なしと認めます。 これより、議案第1号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。
局 長	<p>議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、選挙人名簿から抹消する者を次のとおり定める。 令和2年6月1日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第28条の規定により、今回の抹消者は「選挙人名簿登録者数」の表に記載のとおり、同条第1号事由である死亡による抹消者数が409人、同条第2号事由である転出後4か月経過による抹消者数が1,235人であり、適時に抹消しております同条第3号事由である在外選挙人名簿への登録移転による抹消者数1人を含めた合計の人数は1,645人となります。 これから、抹消者の名簿をご覧いただきますので、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより、議案第2号について質疑を行います。 質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	質疑なしと認めます。 これより、議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第3号「直接請求に必要な選挙人の数について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第3号「直接請求に必要な選挙人の数について」地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項（条例の制定及び改廃の請求）及び第75条第1項（監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第80条第1項（議員の解職の請求）、第81条第1項（長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求）及び第5条第15項（同一請求に基づく合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の6分の1の数は、それぞれ次のとおりである。</p> <p>令和2年6月1日提出 八千代市選挙管理委員会委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数 3, 266人</p> <p>2 地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の3分の1の数 54, 430人</p> <p>3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の6分の1の数 27, 215人</p> <p>本議案は、今回の「選挙人名簿登録者数」に基づき、各法律で定められております直接請求に必要な選挙人の数を定めるものであり、告示をすることになります。 なお、「選挙人名簿登録者数」163, 289人をそれぞれ等分して少数点以下が生じた場合は、切り上げることとなっております</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>す。 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第3号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第3号「直接請求に必要な選挙人の数について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第4号「在外選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第4号「在外選挙人名簿から抹消することについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号の規定により、在外選挙人名簿から抹消する者を次のとおり定める。 令和2年6月1日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の11第2号の規定により、在外選挙人名簿に登録されている者が、国内の市町村において住民票が新たに作成された日後、4か月を経過するに至ったときは、抹消しなければならないとされております。 つきましては、議案第4号資料の1名の方を在外選挙人名簿から抹消するものであります。 なお、令和2年第5回八千代市選挙管理委員会での在外選挙人名簿登録者数に、この抹消する者1名を除いた登録者数は、男86名、女92名、計178名となります。 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第4号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第4号「在外選挙人名簿から抹消することについて」採決いたします。</p>

発言者	発 言 要 旨
	本案は，原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって，本案は原案のとおり可決されました。 本日会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。 この他，皆さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。
	《事務局から》 <ul style="list-style-type: none">・選挙運動・政治活動Q & Aについて・選挙クイズについて・令和2年度明るい選挙啓発ポスター・標語作品の募集について・第38投票区の分設について・住民票の異動について・各種選挙事務における調査について・今後の委員会開催予定について
周郷委員長	これもちまして，令和2年第6回八千代市選挙管理委員会を閉会いたします。